

エルペルク・リカレント事業

アウトリーチ人権講座

「日本国憲法が考える平和について」

in 北九州

2024年度バプテスト北九州地方連合

連合平和集会

日時 2024年8月12日 月曜日 13時から

会場 シオン山教会 (小倉北区下到津 2-15-21)

講師 熊本大学大学院人文社会科学部准教授 憲法学 徳永達哉



「地域の法と公共政策教育研究センター (<https://www.law.kumamoto-u.ac.jp/lperc/>)」

熊本大学法学部附属地域の法と公共政策教育研究センターは、法学部が熊本の社会的課題に取り組むために設置された拠点で、愛称をLPERC(エルペルク)といます。エルペルクでは、熊本に関係する社会問題について、各種の研修講師を派遣し、地域・社会のみならず、学びの機会を提供できる取り組みを行っております。

今回のアウトリーチ人権講座は、そのリカレント事業の一環です。アウトリーチ(outreach)とは外側に手を伸ばすという意味で、それが転じて地域社会などに手を差し伸べる意味での奉仕や支援活動を意味する用語として用いられるようになった概念です。大学から外に飛び出し学びの機会を提供する取り組みを行っております。

アウトリーチ人権講座 in 北九州

今回のアウトリーチ人権講座は、「日本国憲法が考える平和について」と題しまして、北九州市の小倉北区にあるシオン山教会で開催しました。

講演当日の8月12日は、夏の日差しが痛いほどの猛暑となり、不要不急の外出を控えるようにと警告が出された中での勉強会となりました。お暑い中、足を運んで下さった皆様に感謝申し上げます。

会場となった日本バプテスト・シオン山教会は、隣接している西南女学院の創立に当たり、学院を開いたアメリカの南部バプテスト派の宣教師とその教職員たちの強い願いによって建てられた教会だそうです（HPより）。この教会は、2022年7月3日に教会創立100周年を迎えた歴史ある会場で、下到達の地で、教会、幼稚園、保育園などのキリスト教の幼児教育事業を担ってきた地域の拠点となっている場所です。このような場所で、平和についての勉強会を行うには随分と緊張しました。講演では、多くの質問や意見が交わされ、有意義な時を持つことが



できました。参加された、あるご夫婦はともに90代で、戦争を生き抜いた生き証人として貴重なご意見を下さいました。若い方から憲法改正についての意見も出ました。とても貴重な学びの時間となりました。

講演では、会場がシオン山教会であるということ意識し、ニューヨークの国連本部にイザヤの壁というモニュメントが飾られており、そこには有名な聖書の1節が刻まれていることを紹介し、その一節を引用し話しの導入としました（国連本部の壁に刻まれた言葉は、法分野でも広く知られている聖書の言葉であることを、学生時代に習ったことを思い出しながら引用箇所を読み上げました）。「彼らは剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない（イザヤ書2章4節）」この言葉を聞き、すぐ、東京タワーが戦車を溶かして作られたという話を思い出しました。日本国憲法の平和からも殺戮の道具である武器を捨て去り、平和を作り出す道具に打ち直すという国連に通じる理念を読み取ることができます。

講演の後、会場からは、「テレビやニュースで飛び交う専門用語を耳にした瞬間は、主権者の利益を最大化してくれるものと、政府の政策に期待を寄せていたが、『緊急事態条項』や『国家緊急権』といった専門用語の意味が、実は『救助』という意味合いよりも、災害などを含む特定の状況、すなわち緊急時に、特定の機関（政府や軍部）に憲法の枠組みを超える権限を与えるということで、それは、憲法の自由を一時的に停止させることと同じではないか」、「そのような権限を政府が手にし、議会を経ることなく法律と同等の効力を持った政令を生み出し、集会の制限や報道の規制、承認無しの軍隊の発動など、平時においては憲法違反となる事柄でも緊急事態条項によって許されるようになるのではないか」、「平常の秩序を取り戻し維持するためとはいえ憲法の機能を停止することは、極度の権力集中による政府の権力濫用の危険性が高まるのではないか」など、「ナチの手法と何が違うのか」といった非常に鋭い意見や、日本国憲法には憲法に違反する政府を制裁する文言が組み込まれていないことから、憲法秩序を破壊する国家作用を断じることは、もはやできないのではないかとといった貴重な意見も頂戴しました。

憲法が掲げた人類普遍原理である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を尊重し擁護する義務を負っているのは政府であり国会です。憲法の原理に反する一切の権力を排除する力こそ、主権といえるのではないのでしょうか。主権者が自らの自由を公共の福祉のために利用する責任とはまさに政府の政策を監視し、憲法の番人となる司法の義務を促し、われらとわれらの子孫のために憲法の原理に反する一切のものを排除するよう努めることなのではないのでしょうか。今回も実り多き学びのとなりました。今後とも、人権講座をよろしく願います。